

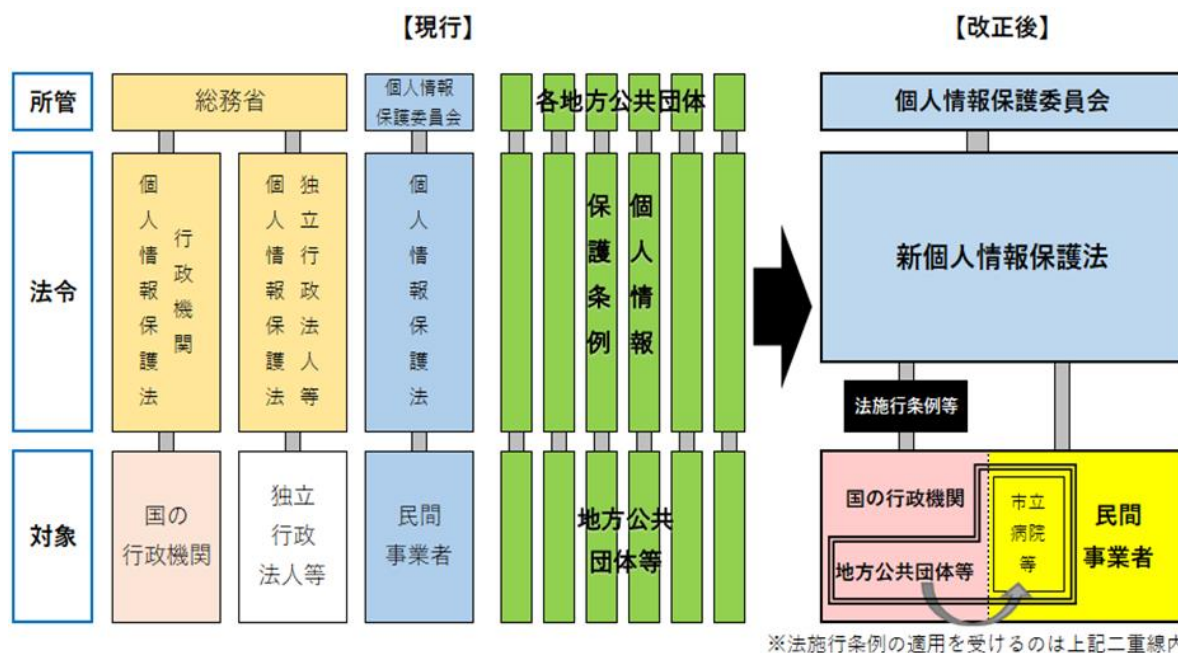
越谷・松伏水道企業団における個人情報保護等制度にかかると改正骨子（案）に関する意見公募手続について

個人情報の保護に関する法律（以下、「法」といいます。）の改正に伴い、令和5年4月1日から個人情報保護制度の法体系が変わります。越谷・松伏水道企業団では、現在、企業団が保有する個人情報の取扱いについては越谷・松伏水道企業団個人情報保護条例（以下、「現行条例」といいます。）で保護をしておりますが、法体系の変更により、新たに法により条例に委任された事項を定める越谷・松伏水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例（以下、「新条例」といいます。）及び関連する条例規則等の案の策定を進めています。

つきましては、案について利用者のみなさまのご意見を聴取するため、下記の通り意見公募手続（パブリックコメント）を実施いたします。

法改正の概要【下図参照】

- ・ これまでは、民間・行政機関等・独立行政法人等についてそれぞれ別個の法規で規制してきましたが、これを1本化し、また、地方公共団体の個人情報保護制度について全国共通のルールを適用することとなります
- ・ 全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます

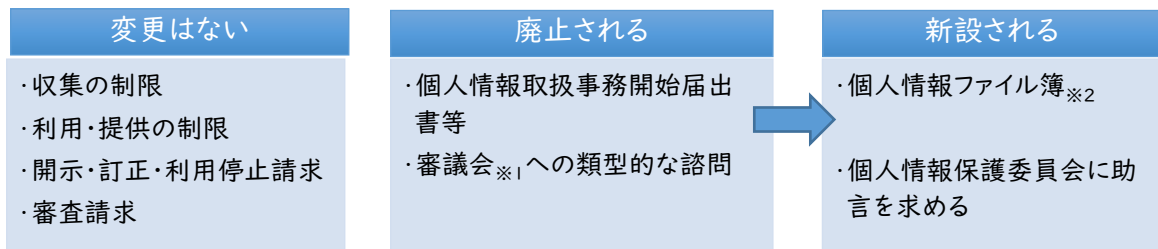


越谷・松伏水道企業団としての対応

現行条例を令和5年3月末で廃止し、令和5年4月からの法の施行にあわせて、法で委任された事項を定める新条例を制定いたします。これに合わせて、他の関連する条例等についても整理を行います。また、これまで現行条例で実施機関に含まれていた議会が、法では行政機関等に含まれず、法の適用を受けないため、企業団とは別に個人情報の取扱いに関する条例を制定することとなります。

法改正によって、越谷・松伏水道企業団の個人情報保護制度にどのような変更があるのか

利用者の皆様が行う開示等の手続きや、個人情報の適正な取扱いについての変更はありません。また、企業団で規定する事務取扱要領等の個人情報の取扱いに関する規定等も改正し、現行条例と同等の個人情報の保護水準を確保します。また、個人情報の取扱いについて疑義がある場合には、個人情報保護委員会に助言を求めることができるようになるため、より適切な管理ができることとなります。



※1 審議会への類型的な諮問の廃止

諮問がすべて廃止になるわけではなく、個人情報保護制度の適正な取扱い確保のために専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、審議会等に諮問することが今後も許容されます。

※2 個人情報ファイル簿（以下、「ファイル簿」といいます。）とは

企業団がどのような個人情報を取り扱っているか公表する、ファイル簿の作成が新設されました。法では1000人以上を対象としたファイル簿について、作成を義務化しております。これに伴い、現在、同様の役割を担っている個人情報取扱事務開始届出書等については廃止とします。なお、越谷・松伏水道企業団では、100人以上を対象にファイル簿を作成いたします。このファイル簿は企業団ホームページ等で公表いたしますので、利用者の皆様に個人情報利用の状況等をご確認いただけます。

新条例で定める主な内容について

【保有個人情報開示請求にかかる手数料】

法では、開示請求時に手数料を請求できると規定していますが、越谷・松伏水道企業団では現行条例で、手数料を無料としておりますので、新条例でも無料とする予定です。また、複写費などの実費相当額については現行条例と同様に負担していただく予定です。

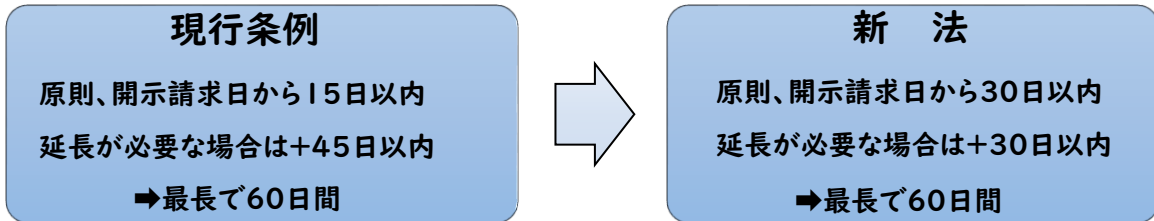
【匿名加工情報】

匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないように加工した個人に関する情報で、加工前の状態に復元できないものをいいます。研究機関等にこれを提供することにより利便性の高いサービス開発に役立てることが期待されています。越谷・松伏水道企業団では、その必要性の調査研究及び導入に相当時間を要すると判断したため、現時点では導入を見送ることとします。（都道府県及び指定都市以外については、導入について当分の間任意とされています。）

【条例要配慮個人情報】

法は、その取扱いに特に配慮を要する個人情報として、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪等の経歴、犯罪被害にあった事実、障害があること、健康診断等の結果などを定めています。これに加えて地域独自の内容を条例で定めることが可能ですが、越谷・松伏水道企業団では、現行条例で制限的な取扱いを要していた個人情報の項目が新法に全て含まれていることから、条例において項目を増やさない予定です。

【保有個人情報開示請求の決定期限】



開示決定等の期限について、法では、上記右側のとおり期間となっております。越谷・松伏水道企業団では現行条例での最長期間を60日としており、これは法の定める最長期間と同様のため、条例での特別な期間短縮はしない予定です。なお、事務取扱要領で、請求から開示決定までにかかる日数を、現行条例と同様とする運用にいたします。

その他関連条例等の整備について

○情報公開・個人情報保護審査会条例

○情報公開・個人情報保護審議会条例

- ・個人情報保護制度についての審査・審議においては、根拠を現行条例から法に変更
- ・審議会については、上述のとおり典型的諮問を廃止するため廃止します

○越谷・松伏水道企業団情報公開条例

- ・情報公開請求の決定期限 請求から決定等まで15日、延長45日、合計60日としていたところ、決定まで30日間、期間延長を最大で30日間、合計60日間とする※3
- ・個人情報保護制度と両輪の関係にある情報公開制度について制度間の足並みを揃えるものですが、手数料については、情報公開制度は企業活動のための請求が多数であることを鑑み、受益者負担の観点より現状のまま変更なしといたします。

○その他

- ・情報提供に関する規程、契約約款、個人情報の取扱い指針、漏洩事故等が起きた際の報告フローなど、関連するその他の規程等についても、変更が必要な範囲を精査し、関係各課と協議の上で策定
- ・また、条例改正前後で全庁通知等で情報共有を図るほか、法及び新条例の施行前に職員向け研修を行う
- ・議会は法の適用を受けないため、企業団とは別に個人情報の取扱いに関する条例を制定

※3 本制度に関連する日数の計算方法について

現行の本制度に関連する条例は、申請等があった日を日数に算入していますが、法では不算入としているため、改正後は本制度に関する日数計算においては全て不算入といたします。